

第2章 「個別の教育支援計画」Q & A

基本的事項について

- Q 1 「個別の教育支援計画」作成の対象となる子供は誰ですか？
- Q 2 どのような内容を記載するのですか？
- Q 3 決められた様式はあるのですか？
- Q 4 「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とはどのような関係があるのですか？
- Q 5 「個別の指導計画」とはどのような違いがあるのですか？

作成方法及び活用方法について

- Q 6 誰がどのようにして作成するのですか？
- Q 7 どのようなプロセスで作成、実施、評価、改善するのですか？
- Q 8 子供の実態について、保護者と学校及び関係者（機関）との共通理解をどのように図るのですか？
- Q 9 一人一人のニーズは、どのように把握すればよいのですか？
- Q 10 支援目標はどのように設定するのですか？
- Q 11 支援を実施するのは誰ですか？
- Q 12 校内委員会の役割は何ですか？
- Q 13 特別支援教育コーディネーターの役割は何ですか？
- Q 14 「個別の教育支援計画」の作成における担任の役割は何ですか？
- Q 15 「個別の教育支援計画」の作成における保護者の役割は何ですか？
- Q 16 作成と活用を進めるために学校にはどのようなシステムが必要ですか？
- Q 17 関係者・機関にはどのようなものがあり、どのように連携しますか？
- Q 18 就学前からの引継ぎはどのように活かしますか？

保護者の参画について

- Q 19 「個別の教育支援計画」への保護者の参画はどのようにすすめればよいのですか？
- Q 20 保護者が作成に参画しにくい状況がある場合はどのようにすればよいのですか？

個人情報の保護について

- Q 21 個人情報は、どの範囲で共有するのですか？
- Q 22 関係機関の担当者による個人情報の取扱いは、どのようにすればよいのですか？
- Q 23 誰が責任をもって保管すればよいのですか？

基本的事項について

Q 1

「個別の教育支援計画」作成の対象となる子供は誰ですか？

Answer

「個別の教育支援計画」を作成する対象は、特別な教育的支援の必要な子供です。特別支援学校に在籍する児童生徒に加えて、特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となります。具体的に挙げると、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、発達障害等です。以上のことを踏まえて校内委員会等において「個別の教育支援計画」を作成する児童生徒について協議し、保護者と共通理解を図った上で関係者・機関と連携して作成します。

Q 2

どのような内容を記載するのですか？

Answer

「個別の教育支援計画」の内容は、児童生徒一人一人のニーズを明らかにし、支援の目標を達成するための支援の内容を具体的に記載します。しかし、すべての項目について必ず記載しなければならないというわけではなく、児童生徒の現在の実態や保護者の意向を踏まえて記載しない欄があってもかまいません。また、必要に応じて書き直したり、書き加えたりすることができます。

一般的には、以下の内容が記載されます。

一人一人のニーズ

「障害のある児童生徒一人一人のニーズ」とは、子供たちが生活する中で、障害による困難を改善・克服するために必要としている支援や配慮、環境の整備等を指しています。そして、そのニーズは、教育、福祉、医療、労働等の様々な分野にわたります。

支援の目標

一人一人のニーズに対応し、的確な支援を実施するためには、適切な支援目標の設定が必要です。保護者も重要な支援者の一人ですから、その意見を十分に伝え、関係者・機関とよく話し合い、協力し、子供の実態とニーズを踏まえた支援目標にしなければなりません。その際、地域支援体制や社会資源の状況なども念頭に置き、どのような支援目標が適切なのか、皆で共通理解を図るこ

とが重要なポイントになります。

支援の内容

支援の目標を達成するために、具体的にどのような支援が必要なのか、一人一人に直接かかわる教育、福祉、医療、労働等の関係者・機関による支援内容を書きます。その際、本人及び保護者のニーズや意向を十分に踏まえ、できる限り支援目標が達成できるように、関係者・関係機関の役割分担を明確にして記載します。

具体的な支援者・機関等

一人一人の具体的な支援内容を明らかにするとともに、それぞれが責任をもって支援していくために、保護者を含め、各関係機関の連絡先・担当者等を明確にして記載します。

支援の評価・改善・引継ぎ

実施した具体的な支援を評価し、それを踏まえた改善内容、引継ぎ事項を記載します。

Q 3

決められた様式はあるのですか？

Answer

決められた様式はありませんが、「一人一人のニーズ」「支援の目標」「支援の内容」「支援者・機関等」「評価、改善、引継ぎ」等を記載します。従って、様式が違っていても、内容的に大きく異なることはありません。

しかし、地域や学校で共通の様式にすることもあります。第3章に様式及び記載例を掲載しましたので、参考にしてください。

Q 4

「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とはどのような関係があるのですか？

Answer

「個別の支援計画」は乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫した支援をする計画です。その中で特に、学校等の教育機関が中心になって作成する場合を「個別の教育支援計画」と呼びます。

また、「個別の移行支援計画」は、卒業後への移行期における「個別の教育支援計画」のことです。これは、学校等を中心とする生活から就労等を中心とした社会生活へ大きく環境が変化する移行期に作成するものです。

Q 5

「個別の指導計画」とはどのような違いがあるのですか？

Answer

「個別の指導計画」は、個々の子供の教育課程を具体化したもので、幼稚園、小・中学校で具体的な指導に関する目標と手だてを記載する計画です。

一方、「個別の教育支援計画」は、地域で生活する一人一人の支援を、保護者と学校及び福祉、医療、労働等の関係機関が連携して効果的に実施するための指標であり、ツール（道具）です。

したがって、長期にわたり一人一人を支援するためのトータルプランとしての「個別の教育支援計画」作成後に、その趣旨を踏まえて、学校における各教科・領域等での具体的な指導のための「個別の指導計画」が作成されると考えると分かりやすいでしょう。

作成方法及び活用方法について

Q 6	誰がどのようにして作成するのですか？
Answer	担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒及び保護者から現在の様子や将来の希望を聞きます。その上で、担任が特別支援教育コーディネーターの助言を受けながら「個別の教育支援計画」の原案を作成します。そして、関係機関や校内委員会等での検討を経て、保護者・本人の了解の下、作成された計画が実施されていきます。

Q 7	どのようなプロセスで作成、実施、評価、改善するのですか？
Answer	<p>以下の(1)～(5)が一般的なプロセスです。</p> <p>(1) 「支援の必要な児童生徒」の早期発見 気付き</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者、担任及び教科担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等複数の教職員による気付き <p>相談・引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者からの相談・ 幼稚園、保育所からの引継ぎ・ 他機関との相談 <p>(2) 保護者との共通理解と連携</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者から児童生徒の困難な状況、希望、願いを受けながら児童生徒の実態を共通理解 <p>(3) 「個別の教育支援計画」の作成</p> <p>ア 担任・特別支援教育コーディネーターによる検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒の実態やニーズの把握・ 保護者からの聞き取りと相談・ 関係諸機関のリストアップ・ 情報を基に「個別の教育支援計画」原案の作成

イ 校内委員会における検討

- ・ 「個別の教育支援計画」原案の検討
- ・ 関係諸機関との連携

ウ 関係諸機関との連携

- ・ 支援目標、内容の検討
- ・ 学校、家庭、関係諸機関の役割分担の確認
- ・ 評価・見直しの時期の設定
- ・ 個人情報の取扱い確認
- ・ 情報交換の方法確認

(4) 支援の実施

- ・ 「個別の教育支援計画」を基に、学校、家庭、関係諸機関がそれぞれの立場で手だてを工夫し、支援を実施

(5) 評価・改善と引継ぎ

- ・ 支援の実施を踏まえて評価し、修正しながら支援を継続。
- ・ 学校は、この評価を踏まえて「個別の指導計画」を修正し活用。

第1章の 小・中学校における「個別の教育支援計画」の作成プロセス 参照

Q 8

子供の実態について、保護者と学校及び関係者(機関)との共通理解をどのように図るのですか？

Answer

「個別の教育支援計画」を作成する際に、子供の障害の状況や家庭生活、学校生活、地域生活等の実情や関係者、機関による支援の現状等、様々な実態を把握することはとても大切なことです。特に入学時は、就学指導や幼児通園施設等からの引継ぎも必要です。また、各種発達検査を実施するのも客観的な実態をとらえるのに有効です。

一人一人の子供の実態を把握するためには、普段の子供の行動から「いつ、どこで、だれとどのようになったのか」という記録を蓄積するとともに、担任と保護者が常に連絡を取り合って、家庭及び学校での生活の様子について情報交換し、共通理解を図っておくことが重要です。

実態把握した内容や保護者から聞き取った情報等は、校内委員会を開くなどして職員の共通理解を図ります。さらに、コーディネーターを中心に、関係者・機関と本人の実態について共通理解を図っていくようにします。

Q 9

一人一人のニーズは、どのように把握すればよいのですか？

Answer

「一人一人のニーズ」を把握するには、本人の現在の生活や将来の生活への希望等を基に検討することが基本となりますので、まず本人と保護者から生活の現状や希望を率直に話してもらいます。その際、本人が言葉で表現できない場合は、保護者が代弁することになりますが、その内容はあくまでも本人の希望であることが大切です。子供と保護者は別の人間であり、それぞれが同じ支援を希望することもあれば、異なる支援を希望することもあります。また、その希望が地域社会の支援体制や社会資源の現状から、明らかに実現困難である場合もあります。

「個別の教育支援計画」作成においては、本人や保護者の考えを尊重しつつ、様々な現状を踏まえた上で、支援目標を設定していきますので、得られた情報をそのまま校内委員会へ伝えることが大切です。

本人のニーズをよりの確に把握するために、周囲の大人は日ごろから子供の思いを読み取れるような目を養うことが必要です。

Q 10

支援目標はどのように設定するのですか？

Answer

本人のニーズを把握し、それを踏まえた支援目標を設定します。支援目標は、中・長期的な展望をもち、本人のニーズが受け止められ、かつ具体的な支援につながるやすい目標であることが望まれます。地域によって支援体制や社会資源の内容は様々です。ニーズを踏まえながら、そのような地域の現状とつぎあわせた支援目標を設定することも重要です。

例えば、支援目標の設定をするのに、個別面談などでまず保護者と担任が話し合い、「教室を勝手に飛び出さない」という目標の案を立てるとします。そのとき、必要に応じて特別支援教育コーディネーターや校内委員会に意見を聞き、「教室を出るときは、トイレや保健室など、行き先を担任に告げる」となることもあるでしょうし、支援体制によっては、「担任以外の教員や補助者が担任をサポートし、勝手に教室を飛び出さないようにする」という目標になることもあるでしょう。

このように、保護者との率直な話し合いをもとに、地域支援体制の現状も考慮して「一人一人のニーズ」を明らかにし、それを踏まえて支援目標を設定し、学校、家庭、関係諸機関が共通理解していくことが「個別の教育支援計画」を作成する上でのポイントになります。

Q11

支援を実施するのは誰ですか？

Answer

支援目標の達成を目指して、学校、家庭、関係諸機関が支援を実施します。
実際には、一人一人を囲む関係者・機関を明確にして、関係機関の担当者と保護者、学校関係者が参加する話し合い等で実際の支援内容を決定し、役割分担をしていきます。

Q12

校内委員会の役割は何ですか？

Answer

まず、支援の必要な子供について、生活面・学習面・行動面の実態を校内委員会のメンバーで共通理解を図ります。そして、担任や特別支援教育コーディネーター等が作成した「個別の教育支援計画」の原案及び「個別の指導計画」を基に、個々の子供への教育的支援について検討します。さらに、実際の指導及び支援の後、取組の評価、改善・見直しについて検討します。

その他、校内委員会は巡回相談及び専門家チームの派遣要請等、校内の中心組織としてその役割を果たします。

Q13

特別支援教育コーディネーターの役割は何ですか？

Answer

まず、一人一人を支援する校内体制の窓口として、担任からの相談を受け付けます。そして、学校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長等）との連絡・調整を行います。学校外の関係機関（福祉、医療、特別支援学校、相談機関等）との連携や、巡回相談等を活用するための連絡・調整も行います。

また、保護者の相談窓口になって連携を取りながら、担任と共に「個別の教育支援計画」の原案を作成していきます。そして、関係者・機関と連絡調整を行い、「個別の教育支援計画」を作成できるようにしていきます。

その他、特別支援教育に関する校内研修会の企画・実施をしたり、校内委員会の企画・運営を司ったりするのも特別支援教育コーディネーターの役割です。

Q14

「個別の教育支援計画」の作成における担任の役割は何ですか？

Answer

生活・学習・行動面で支援が必要だと思われる児童生徒について、同学年の教員など複数の目でケースを検討し、支援策の案を考えます。自分一人で抱え込まないことが大切です。そして、特別支援教育コーディネーターと協力しながら校内委員会で本人の状況について報告します。特別支援教育コーディネーターと連携し、本人・保護者の了解のもと、「個別の教育支援計画」を作成し、校内委員会で検討します。

以上のようなことを進める上で、最も大切なのが保護者との信頼関係であり、共通理解です。

Q15

「個別の教育支援計画」の作成における保護者の役割は何ですか？

Answer

最も重要な支援者の一人であり、作成、実施、評価、改善にもかかわります。担任や特別支援教育コーディネーターとの面談で、本人の生活の実態、本人・保護者のニーズ、地域で受けている支援内容や今後必要な支援内容を率直に話し合います。また、「プロフィール」等の資料を作成するなど、本人の実態を学校・地域と共通理解していく上で、重要な役割を果たしていきます。

また、支援の実施状況や本人の生活の状況を最もよく把握できることから、計画の見直し等についても、適宜、要望していきます。

Q16

作成と活用を進めるために学校にはどのようなシステムが必要ですか？

Answer

特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会の設置をして、一人一人を支援する校内体制を確立し、「個別の教育支援計画」を作成・活用できる学校のシステムを作ることが大切です。

まずは、障害のある子供を正しく理解するために校内研修会を開催したり、指導法を検討し合うケース会議を実施したりする等、教職員の資質と意識を高めること

も大切です。そして、担任や教科担任等の「気付き」から校内委員会で検討できる体制を作ります。また、特別支援教育対象の児童生徒の指導で悩んでいる担任を孤立させることなく、学校全体の問題としてとらえ校内委員会を中心に対応していきます。その上で、担任が「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成し実際に指導を行います。

校長は、特別支援教育推進に関する事項を学校経営計画に位置付け、その意義を本人、保護者、教職員へ説明し校内体制を整える責務があります。

小学校でのポイントは、子供の支援と同様に、保護者への支援が必要になってきます。そのためには、入学前の医療機関や幼稚園・保育所・早期療育機関等からの引継ぎや、一人一人に関係する様々な支援者等との情報交換を通じて、ニーズに応じた的確な支援を行うことで保護者との共通理解を図ります。

中学校へ進学するにあたり大切なことは、小学校での指導及び支援を引き継ぎ、一貫した支援体制を作ることです。そのために、早い段階から小学校と中学校の特別支援教育コーディネーターが顔なじみとなり連携しておくことが必要です。そして、中学校で作成する「個別の教育支援計画」に小学校の特別支援教育コーディネーターが関係することが重要です。地域の小・中学校で同じように「個別の教育支援計画」を活用することでスムーズに引継ぎが行われることとなります。

Q17

関係者・機関にはどのようなものがあり、どのように連携しますか？

「個別の教育支援計画」を作成・活用する上で、関係者・機関には、それぞれの生活場面に応じて、以下のようなものが考えられます。

学校生活 校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、養護教諭、生徒指導主事、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、スクールカウンセラー、学校医、臨床心理士、臨床発達心理士、巡回相談員、特別支援教育支援員、特別支援学校の地域支援担当教員、大学等学識経験者 など

家庭生活 保護者、兄弟姉妹、民生児童委員、市町村役場福祉担当窓口、幼稚園、保育所、児童・障害者相談センター、市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）、放課後児童クラブ（学童保育）、子供発達支援センター等、早期療育機関、ハローワーク、親の会 など

Answer

地域生活 子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団等地域の青少年健全育成の活動、習い事、同級生等の保護者 など

医療機関等 病院（主治医） 専門機関（精神科） 言語療法士 など

関係者・機関には、この他にも様々考えられます。児童生徒の成長・発達にかかわる地域の人々は、児童生徒の成長とともに移り変わります。これらの関係者・機関との連携を進める上で大切なことは、お互いの顔が見えるネットワークを構築することです。そのためには、それぞれの生活場面・活動場面を訪問し、児童生徒の様子を一緒に見ることや日ごろの支援や指導について情報交換をすることが必要です。学校での授業の様子を見ていただきながら、支援方法の共有を図ることも有効です。お互いの日程調整が難しい場合は、電話連絡等の方法も考えられます。このようにお互いの様子を確認し、相談することを経て、「個別の教育支援計画」の作成の準備に入ります。お互いに連絡を取り合う中で、ネットワークもより強くなり、児童生徒への支援も確かなものになります。

Q18

就学前からの引継ぎはどのように活かしますか？

Answer

就学前も子供とかかわってきた関係者・機関と連携した支援が必要です。そして、その支援を学齢期の「個別の教育支援計画」に引き継ぐことが望ましいです。

特に、発達障害の疑いのある子供は、乳幼児期に地域の保健センターによる健診等でも障害が顕在化せず、保護者にとって気になる面があっても専門機関につながることは少ない状況もあります。しかし、幼稚園や保育所の集団生活に入ると、気になる子として周囲から見られる場合が生じてきます。

そこで、本人の支援体制を確立すること、周囲への理解啓発と連携を図ることを主旨として、幼稚園や保育所が中心となって「個別の支援計画」を作成します。ただし、幼稚園は、小・中学校と同様に「個別の教育支援計画」と呼称します。

小学校入学前に作成された計画は、就学相談時から入学する小学校で引き継ぎ、支援内容・支援方法等に活用していきます。

保護者の参画について

Q19

「個別の教育支援計画」への保護者の参画はどのように
にすすめればよいのですか？

Answer

特別支援教育では、保護者は重要な支援者の一人ですから、「個別の教育支援計画」においても、学校、職員との十分な信頼関係の下で、作成、実施、評価、改善のすべての過程に参画します。

校内全体の保護者を対象にした説明会や保護者会等においては、障害がある子供たちへの理解、協力を求めることが大切です。そして、対象になる児童生徒の保護者には、支援者としての役割と、「個別の教育支援計画」への参画のあり方について、丁寧に説明する必要があります。特に、子供の障害について受け止めることが難しかったり、個人情報の取扱いに敏感であったりする保護者に対しては、より丁寧な配慮と支援が必要です。

実際に「個別の教育支援計画」を作成する場合の保護者の役割としては、まず、担任や特別支援教育コーディネーターと十分にコミュニケーションをとりながら、子供についての情報をできるだけたくさん共有することです。そのためには連絡帳なども有効に活用し、日ごろから何でも相談できる関係作りが大切です。家庭や学校での実態について情報を交換し合い、障害の状況や課題、子供の教育的ニーズ、保護者の希望等を共通理解し、学校、家庭、地域、関係機関等のできる支援について、ある程度確認し合った上で話し合いに臨むとよいでしょう。このとき、具体的にどこ（誰）がどのような支援をすることがその子の生活をより豊かにし、将来の自立につながっていくのか、保護者も一緒になってよく話し合いながら、「個別の教育支援計画」を作成します。

さらに、作成された支援がきちんと実施されているかどうか、また、それが子供にとって適切で有効なものであったかどうかは、一番身近にいる保護者が常に把握しながら情報交換する必要があります。当然、支援者の一人としての保護者の支援のあり方についても、その役割が果たせているかどうか客観的に見なければなりません。このように「個別の教育支援計画」を評価、改善、見直しをする際にも、保護者に参画を呼びかけることが大切です。

Q20

保護者が作成に参画しにくい状況がある場合はどのようにすればよいのですか？

Answer

まず、参画したくてもできない状況の場合を考えます。例えば、家族の介護や育児、仕事などで時間的にも精神的にも保護者に余裕がない場合です。その場合は、子供に対しての支援だけではなく、家族全体の生活を見て、何が一番保護者の負担になっているのかを考え、状況によっては家族に対しての必要な支援の方法を保護者に情報提供することも必要です。（兄弟姉妹の育児支援に関する情報、祖父母の介護支援に関する情報等）

次に、支援者と保護者の信頼関係がうまく作れず、保護者が支援そのものを受け入れずに参画しない場合を考えてみます。この場合、支援者からは「保護者が子供の本当の姿を見ようとせずに理解していない。だから、支援したくてもできない」という言葉が聞かれることがあります。しかし、「保護者が我が子の本当の姿をみつめ理解する」ということは、簡単なことではないのです。子供の本当の姿を理解するためには、保護者が子供の弱い部分を正面からみつめることが必要になります。その弱い部分は、社会的に不利益につながることも予想され、そのことも含めて認めなければならないことになります。それは、親にとっては身を切られるような痛みを伴うようなことなのです。また、子供の誕生から今日に至るまでの子育ての過程が、どんな様子だったのか保護者の立場にたって想像してみる必要があります。「保護者のしつけが悪い」「保護者がそんなふうだから」「保護者の愛情不足ではないか」など、保護者（特に母親）の子育てのあり方に非難が集中してしまう場合があります、ときには家族や親戚からも非難を受けていることがあります。さらに、本来子育てに関して支援を行ってくれるはずの福祉、医療、保育、教育など各機関の支援者の無理解から、不信感を抱く場合もあります。ですから、支援を拒否するようになってしまった保護者の心に寄り添う姿勢が大切になるのです。「個別の教育支援計画を作成するためにニーズを聞かせてください」という事務的な接し方ではなく、子供が生まれたときから今日に至るまでの過程と、家族状況も含めた現在の生活全体の状況を、保護者と子供の痛みを想像しながら謙虚な気持ちで聞く姿勢が大切です。そして何より、そういった姿勢が、保護者と子供に対する支援の基盤になるのです。「保護者が作成に参画しないから支援ができない」「保護者の気持ちを大切にしてお見守り」という名目で支援を必要としている子供の現状を放置するのではなく、支援機関全体で保護者を支え、子供は支援の仕方で必ず変わっていくということを、支援者と保護者とで共有することが大切です。

個人情報の保護について

Q21

個人情報は、どの範囲で共有するのですか？

Answer

「個別の教育支援計画」に記載された個人情報は、計画に参加し支援を実施する関係者（機関）が共有します。各機関の担当者を明確にした上で個人情報の保護に十分な配慮が必要となります。同時に、関係者・機関との信頼関係の中で連携し、計画を積極的に活用することの大切さも共通理解していく必要があります。

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、あらかじめ保護者や関係者・機関に作成の主旨や手続きについて学校等から説明します。福祉相談センター等の公共機関は個人情報の保護（守秘義務）に十分な理解がありますが、支援機関によっては、個人情報の保護について情報を他に流用しないなどの説明が必要です。

また、進学や転学等に伴い「個別の教育支援計画」の引継ぎが行なわれます。さらに新たな支援機関を取り入れる場合は「個別の教育支援計画」を改訂しますが、その新たな関係者・機関にも同様の説明をします。

Q22

関係機関の担当者による個人情報の取扱いは、どのようにすればよいのですか？

Answer

「個別の教育支援計画」の個人情報の取扱い方については、関係機関の担当者が責任をもって保管するなどのルールを、関係機関への事前説明で周知することが大切です。

各機関は、個別のファイルを作成するなどして「個別の教育支援計画」を管理することとなります。ファイルの保管は厳正に行い、関係者以外が閲覧できないように配慮します。

また、他の機関へ「個別の教育支援計画」を提示する必要がある場合には、事前に必ず本人・保護者・関係機関に確認を取ることが必要です。

「個別の教育支援計画」は、本人が地域でより良く生活するためのもので、本人・保護者の思いを大切にすることが何より重要です。

Q23

誰が責任をもって保管すればよいのですか？

Answer

保管について

「個別の教育支援計画」は個人情報にあたるため、情報の流出を防ぐため、管理には十分な配慮が必要になります。計画の作成にかかわった学校、各機関及び本人、保護者が保管することになります。学校及び各機関は、それぞれの担当者が責任をもち、各機関等の定めに従って個人情報の漏洩がないように保管することになります。